

[2025 年度]

工作物石綿事前調査者講習のご案内

一般社団法人 日本ボイラ協会岡山支部

建築物については一定の規模・請負金額の工事にあつては、2023 年 10 月から建築物石綿含有建材調査者講習修了者に限り、事前調査を行わせることが新たに義務付けられました。

一方、改正石綿規則が 2023 年 1 月 11 日に公布、2026 年 1 月 1 日に施工となり、ボイラー・圧力容器等の工作物の解体工事・改修工事においては、工作物石綿事前調査者講習修了者にその調査を行わせることが義務付けられます。(罰則付きの義務)

工作物石綿事前調査者による調査が義務付けられる対象工作物は以下の通りです。

特定工作物告示(令和 2 年厚生労働省告示第 278 号)に掲げる工作物

- ・炉設備(反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備)
- ・電気設備(発電設備、配電設備、変電設備、送電設備)
- ・配管及び貯蔵設備

(炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備)

※上水道管は除く

一般社団法人日本ボイラ協会は、工作物石綿事前調査者講習の講習機関として、東京労働局に登録(石 13-19)し、工作物石綿事前調査者を養成する講習を実施していきます。今般、**協会本部の講習会場の映像データと講師の音声を、岡山の講習会場にライブ配信するサテライト方式にて本講習を開催するもの**とします。講義終了後は、協会本部の講師とリアルタイムで質疑応答ができます。

該当する調査を行う事業場の方は、この機会に是非とも受講をご検討ください。

【講習日時、場所、講習料等】

2日間とも時間厳守 (遅刻、早退は認められません。最小催行人数 5 名とします)

1. 日時・会場

	地区	開催日	定員	会場
1	岡山	2025 年 6 月 5 日(木)～ 6 月 6 日(金)	20名	シティホテル厚生町 岡山市北区厚生町3丁目1-20
2		2025 年 8 月 21 日(木)～8 月 22 日(金)	20名	
3		2025 年 12 月 11 日(木)～12 月 12 日(金)	20名	
4		2026 年 2 月 26 日(木)～2 月 27 日(金)	20名	

2. スケジュール

		受付	オリエンテーション	講習(質疑応答を含む)
1日目	講義	9:00～9:20	9:25～9:30	9:30～17:00
2日目	講義	9:00～9:20	9:25～9:30	9:30～16:00
		—	—	16:05～16:25(実機解説)
	修了考査	—	16:40～16:45	16:25～16:40(自習時間) 16:45～18:25

3. 講習料(消費税 10%込み)

	受講料	テキスト	合計
会 員	50,050円	3,300円	53,350円
一 般	50,050円	4,950円	55,000円

4. 申込方法

事前に岡山支部へお電話でお問合せ下さい。(岡山支部 TEL: 086-239-9077)

その後、受講申込書及び受講資格証明に必要な書類等を事前にFAXもしくはEメールでお送りください。

FAX: 086-239-9088 メールアドレス: jba-okayama-k@sound.ocn.ne.jp

岡山支部にて受講資格を確認後、資格の有無をご連絡いたします。

下記の方法により正式申込みをお願いします。

- ① 持参 支部窓口へ受講申込書、受講資格証明に必要な書類、講習料を当支部に直接ご持参ください。
(受付時間: 土日祝を除く9:00~17:00)
- ② 郵送 現金書留で受講申込書、受講資格証明に必要な書類と講習料+テキスト代+テキスト送付手数料を同封の上、郵送ください。
- ③ 振込 受講料+テキスト送付手数料を(一社)日本ボイラ協会岡山支部口座にお振込みの上、

受領書(振込みが確認できるもの)と受講申込書、写真、受講資格証明に必要な書類の原紙を郵送してください。

- ・各金融機関への振込手数料は、別途ご負担ください。
- ・各金融機関の受領書を領収書とさせていただきますので、大切に保管下さい。
なお、請求書・領収書が必要な方は申込書の連絡欄にその旨、ご記入ください。

【 申 込 先 】

- ・持参、郵送先 〒700-0986 岡山市北区新屋敷町 1-1-18 山陽新聞新屋敷町ビル 7 階
一般社団法人 日本ボイラ協会 岡山支部 (TEL: 086-239-9077)
- ・振込先 郵便振替 口座番号 : 01250-6-6792
口座名義 : (一社)日本ボイラ協会岡山支部
銀行振込 口座番号 : 中国銀行 富田町支店 普836648
口座名義 : (一社)日本ボイラ協会岡山支部長 坂本 和繁

※受講申込書に貼り付ける写真について

(修了証に使用します。申込書(原本)に添付して岡山支部まで送付してください。)

- サイズ: 縦 30mm × 横 24mm
- 申込み前6ヶ月以内に撮影したもの
- 鮮明で変色のおそれのないもの。脱帽、上三分身(胸から上)、無背景の写真をご用意ください。

注意: 次のような写真は撮りなおしていただく場合があります。

- ・サングラスやヘアバンドにより顔の一部が隠れているもの
- ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの
- ・写真の品質に乱れのあるもの(画像の処理されているものや不鮮明なもの、傷があるもの)

【 手続きの流れ 】

- 1 事前に岡山支部へお電話でお問合せ下さい。（岡山支部 TEL: 086-239-9077）
その後、受講申込書及び受講資格証明に必要な書類等を事前にFAXもしくはEメールでお送りください。
FAX: 086-239-9088 メールアドレス: jba-okayama-k@sound.ocn.ne.jp
- 2 岡山支部にて受講資格を確認後、資格の有無をご連絡いたします。
- 3 上記①、②、③いずれかの方法により正式申込みをお願いします。
- 4 入金確認と受講申込書、受講資格証明等必要な書類(原本)が到着した時点で受付完了。
- 5 受講票及び講習テキストを送付します。なお、必要な方には請求書・領収書を同封します。
- 6 講習受講（修了考査 → 採点 → 合格）
- 7 修了証発行（不合格者へは、受講証明書を発行）

【 備 考 】

- ① 所定の時間を受講し、修了考査に合格した方に修了証を交付いたします。
全講習時間を受講しないと修了考査を受けることはできません。
可否については修了考査後、電話又はメールにて1週間以内に通知します。修了証は、レターパックにて送付します。
- ② 修了考査が不合格の方につきましては、受講した年度末から2年の間に協会が実施する修了考査を2回再受験(再受験料 5,500 円)する事が出来ます。詳細は、不合格の方に発行する「受講証明書(未修了者用)」送付時に、ご案内を同封します。
- ③ 受講日の1週間前までに受講の中止を申し出たものについては、受講料を返却いたします。
(但し、テキストは買い取りとさせていただきます。)
- ④ 講習会当日、本人確認をさせていただきますので、**本人確認ができるもの**(運転免許証、マイナンバーカード等) **をご持参下さい。**
- ⑤ 通信トラブル等で配信ができなかった場合は、次回の日程に参加してもらうか、参加できない受講者には受講料を返却いたします。
- ⑥ 駐車場は各自で確保してください。(近隣の有料駐車場又は公共の交通機関をご利用ください。)
- ⑦ 講習申込みにあたってお知らせ頂く個人情報は、講習実施の目的以外に使用いたしません。

受講資格・証明書類の例

区分	受講資格	受講資格を証明する書類の例
1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる 石綿作業主任者技能講習 を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
2	学校教育法による 大学 (短期大学を除く。)において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	①大学の工学科 卒業証明書 ②工作物に関する実務経験 2年以上 の 職務内容証明書 ※①と②両方必要です
3	学校教育法による 短期大学 (修業年限が3年であるものに限る、同法による 専門職大学 の3年の前期課程を含む。)において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 (夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による 専門職大学 の前期課程にあつては、修了した後、④において同じ。)工作物に関して 3年以上の実務の経験 を有する者	①修業年限3年の短期大学の工学科 卒業証明書 ②工作物に関する実務経験 3年以上 の 職務内容証明書 ※①と②両方必要です
4	学校教育法による 短期大学 (同法による 専門職大学 の前期課程を含む。)又は 高等専門学校 において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 4年以上の実務の経験 を有する者(③に該当する者を除く。)	①短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科 卒業証明書 ②工作物に関する実務経験 4年以上 の 職務内容証明書 ※①と②両方必要です
5	学校教育法による 高等学校 又は 中等教育学校 において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 7年以上の実務の経験 を有する者	①高等学校の工学科 卒業証明書 ②工作物に関する実務経験 7年以上 の 職務内容証明書 ※①と②両方必要です
6	工作物に関して 11年以上の実務の経験 を有する者	工作物に関して 11年以上 の実務経験あることを、事業場の責任者が証明する 職務内容証明書
7	2006年(平成18年)4月1日(注)の前日までに特定化学物質等作業主任者技能講習 を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して 5年以上の実務の経験 を有する者 (注)以前は石綿作業主任者技能講習がなく、特化物作業主任者がその役割を担っていた	①平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の 修了証の写し ②工作物石綿事前調査の実務経験(注) 5年以上 の 職務内容証明書 (注)工作物石綿事前調査者の補助の業務など※①と②両方必要です
8	建築行政に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上 の 職務内容証明書
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関する者に限る。) に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上 の 職務内容証明書
10	労働安全衛生法第93条第1項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 又は同項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 であった者	職務内証明書
11	労働基準監督官として 2年以上 その職務に従事した経験を有する者	実務経験 2年以上 の 職務内容証明書

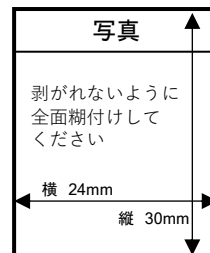
※「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

※職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらうことが必要です。

2025

工作物石綿事前調査者講習

受講申込書



- ◆明確にご記入願います。(氏名は住民票の記載どおり正確にご記入ください。鉛筆書きは不可。)
- ◆修了証に旧姓を使用した氏名又は通称(以下「旧姓等」という)の併記を希望しない場合は併記希望欄の「無」を、希望する場合は、「有」を○で囲み、()内に併記を希望する旧姓等を記入し、戸籍謄本等確認できる書類を提出すること。
- ◆全体が暗いもの、不鮮明なもの、頭や顔が枠内に入りきらない等の写真は、取り替えていただくようになります。ご了承ください。

受講 番号	※
----------	---

(※欄は記入しないでください)

(ふりがな)				生年 月日	昭和 平成	年	月	日				
受講者氏名												
旧姓を使用した氏名または通称の併記の希望				有 / 無	()							
住 所	〒						※ ¹ 受講資格区分番号					
	TEL:											
事業場名												
事業場 連絡窓口	担当者部署				TEL							
	担当者氏名				メールアドレス(任意)							
	住 所	〒										
受講料	50,050 円				※ ² 通信欄							
テキスト代 (該当に○)	協会会員 3,300 円		一般 4,950 円									
合 計	円											

※¹ 前頁の表から当てはまる資格番号を選んでください。

※² 請求書、領収証(宛名の記載必須)が必要な場合はこちらに記載をお願いします。

【受講票、テキストは事業場担当者宛に送付いたします。その他希望の場合は通信欄にご記入ください】

上記の通り、受講申し込みをいたします。

年 月 日

◆受講資格区分番号「1」の方は以下の証明書の記入・提出は不要

受講申込者氏名		住所	
---------	--	----	--

勤務先名 (部課名)	
所在地(番地)	
在職期間と実績年月数	年 月 ~ 年 月 (年 ヶ月)
工作物に関する職務内容	

計 年 ヶ月

事業場名称	連絡担当者氏名
〒 所在地	連絡先
	TEL

本受講者は、上欄の職務内容のとおり工作物に関する実務経験を有することを証明します。

年 月 日

証明者(事業者氏名)

㊞